

## 杉戸町「広報すぎと」広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、杉戸町が発行する広報すぎと(以下、「広報紙」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲載することができる者並びに広告の内容及びデザインは、杉戸町広告掲載要綱(平成17年杉戸町告示第175号以下「要綱」という。)第4条及び杉戸町広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の種類は、1枠(以下「1号広告」という。)及び2分の1枠(以下「2号広告」という。)とする。

2 1号広告の大きさは縦4.5センチメートル、横18センチメートルとし  
2号広告の大きさは縦4.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

(広告の位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は広報紙の表紙・裏表紙を除く町が指定するページの下1段とし、1回の発行につき最高3枠までとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、最長で6月とする。ただし、他に広告掲載希望者がいない場合(広告掲載基準を満たす広告掲載希望者がいない場合を含む。)は継続して掲載することができる。

(広告掲載募集の方法)

第6条 広告掲載の募集は、広報紙及び杉戸町ホームページで行うものとする。

2 広告掲載は、年度を超える期間での募集を行わない。

(広告掲載の申込み及び期限)

第7条 広報紙への広告掲載希望者は、広報すぎと広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする原稿又は電子データを添えて、希望する広報月の2月前の月末までに申し込むものとする。なお、電子データの受け渡し媒体については別途協議する。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、第2条の規定に基づき、広告の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、広報すぎと広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が、第4条に規定する枠数を超えるときは、広告掲載申込みの受付順とする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、1号広告1万6,000円、2号広告8,000円とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告を掲載する旨の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、決定通知後1月以内に、前条に定める掲載料を納付するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿又は電子データを提出しなかったとき
- (2) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき
- (3) 掲載する広告が発行上支障となるとき

(広告掲載料の還付)

第12条 町長は、広告掲載を決定した後に申込者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告主に掲載料を還付するものとする。

(その他)

第13条 この要領に疑義が生じたとき又はこの要領に定めのない事項については、杉戸町広告事業推進委員会で審査し、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。